

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係 TEL728-2111

不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記の 2 団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住 所	電 話
NPO 法人 ひまわりの会	東京都渋谷区渋谷 2-12-11 渋谷 KK ビル 7F	03-6362-9165
紛争処理対策支援センター	東京都江東区木場 4 丁目 3 番地 木場スクエア 2F	03-4436-8574

1 市民からの相談件数（平成 24 年 11 月 19 日現在）

事業者名	相談件数	相談受付時期
NPO 法人 ひまわりの会	1 件	平成 24 年 11 月 14 日
紛争処理対策支援センター	3 件	平成 24 年 11 月 13 日、14 日

2 相談状況

事業者にお金を支払った等の被害事例はありません。

事業者名	相談事例
NPO 法人 ひまわりの会	(相談者：70 代 女性) 夫あてに、違法わいせつ物の購入に関して「法律違反行為をしているので告発する」との通知が届いた。「取り消し希望であれば電話するように」とも書いてある。身に覚えがないが、どう対処したらよいか。
紛争処理対策支援センター	(相談者：40 代 女性) 母あてに、「以前訪問販売で購入した物の債務が残っているので裁判にする」との通知が届いた。残債に心あたりがなく、不審。

3 添付資料（市民に送付された不当請求文書）

NPO 法人 ひまわりの会・・・・・・別添 1

紛争処理対策支援センター・・・・・・別添 2

4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は 011-728-2121** です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。

ただし、面接相談は午後 4 時 30 分までとなっています。

告発通知

貴殿が以前、購入した違法わいせつ物(無修正映像・児童ポルノ等)の製造・販売に関与した、数グループが当団体と被害者児童の保護者及び被害者女性の働きかけにより、平成24年度に組織的処罰法違反・児童買春・児童ポルノ禁止法違反により警視庁に摘発されました。

この度、被害児童及び保護者と、性犯罪女性被害者のさらなる拡大を防止するため、購入者に対しても事件証拠(購入履歴・金融機関履歴等)を提出し告発いたします。

告発後、購入者に対し、警視庁及び管轄警察署からの事情聴取の出頭要請、家宅捜査を受けることとなります。

児童買春・児童ポルノ禁止法第7条

児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回路を通じて児童の姿勢を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

2 児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。

3 児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体に描写することにより、児童ポルノを製造した者も、同様とする。

4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

刑法 175 条

わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の者を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

貴殿の行為は法律に違反しています。

正当な裁きを受けるのも、このような性犯罪への社会喚起となりえますが、改心し被害者に対して反省していただけるのであれば告発は取り消します。

告発を取り消したい者は平成24年 月 日()までに当団体に必ず電話にてご連絡ください。

期日を過ぎた場合、いかなる状況でも即時即刻告発いたします。

児童や女性を苦しめる行為は絶対に許されません。

当団体は被害者並びに御家族に対して人生の再出発としてのケアに重点を置き活動しております。

顧問弁護士

NPO 法人 ひまわりの会

東京都渋谷区渋谷 2-12-11 渋谷 KKビル 7F

受付時間 平日午前8時～午後4時

03-6362-9165

内容確認通知書

平成■年■月■日 (■) ■■号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された訪問売業者に対して未納料もしくは契約不履行に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致します。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終勧告並びに御本人様と内容の正当性を確認する機関になります。

当センターが貴方に対して訴訟を起しているのではありませんので予めご了承ください。
又、点検商法や押しつけ商法等についてのご相談もお受け致します。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。
尚、故意に放置しておく、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、十分ご注意ください。

※ 最近、個人情報が悪用される手口も見受けられますので、万が一身に覚えが無い場合でも早急にご連絡下さい。

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祭日を除く)
(相談窓口) **03-4436-8574**
〒135-0042 東京都江東区木場 4丁目3番地 木場スクエア2F

紛争処理対策支援センター